

事務連絡
令和7年12月

学校園長様

早島町教育委員会
教育長 白神 敬祐

出席停止の指示・取り扱いについて(通知)

幼児・児童・生徒の健康管理につきましては、平素からご尽力いただき感謝しております。
さて、早島町における出席停止の指示・取り扱いにつきましては、学校園医のご指導により、次のとおりとなりましたので、よろしくお願ひします。
また、保護者に対しましても、年度初めや流行期等、折に触れ出席停止の対象となる病名や期間について周知していただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1 法的根拠

学校保健安全法第19条

「校園長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」

2 出席停止の期間

学校保健安全法施行規則第19条に定められた期間(別表参照)

3 第3種の「その他の感染症」(例:感染性胃腸炎・溶連菌感染症・手足口病、マイコプラズマ肺炎など)について

「その他の感染症」については、基本的には主治医の診断に基づいたものとし、散発事例は原則出席停止とはしない。集団発生かどうかの判断は、学校園長と学校園医が相談して決定する。

4 出席停止から再登校園する際の提出書類について

出席停止から再登校園する場合には、感染症により、罹患報告書、治癒証明書の提出を保護者に依頼する。

	インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症	左記以外の感染症
幼稚園 小学校 中学校	罹患報告書 (保護者が記入)	治癒証明書 (医療機関が記入)

※罹患報告書、治癒証明書は、各学校園のホームページに掲載しています。

5 出席停止状況の報告について

毎月10日までに、前月の状況について学校教育課まで報告をしてください。

〈別表:学校園において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準〉

学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条

種	病名	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第 1 種の感染症とみなす。
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザは除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで。(発症日は 0 日と数える。)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快(※)した後 1 日を経過するまで。無症状の場合は、検体採取日から 5 日を経過するまで。(発症日は 0 日と数える。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
第 3 種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	第 3 種と同じ扱い。
	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	結核及び第 3 種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登校するようにご注意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。